

多胎児家庭支援事業（タクシー乗車券交付）について

● 内容

多胎児の養育を行っている家庭の保護者に対し、経済的負担の軽減及び外出の困難の解消のために、大阪タクシー共通乗車券（以下、「タクシー乗車券」という。）を配布します。

※ 寝屋川市の住民基本台帳に記載されている0歳児から3歳児（4歳の誕生日を迎えた最初の3月31日を迎えるまで）の多胎児の保護者が対象

● 配布枚数

500円 × 20枚綴りのタクシー乗車券を2冊（年間2万円分）

● 申請方法

該当する家庭に寝屋川市から申請書を送付
（または、ホームページから申請書をダウンロード）

電子申請（案内に記載しているQRコードを読み取り申請）
※電子申請が難しい場合は、ピンク色の申請書を使って郵送ください

後日、寝屋川市からタクシー乗車券を送付します。

● 利用方法

一般社団法人大阪タクシー協会の加盟事業者のタクシーに乗車

タクシー乗車券を乗務員に提出
（1度に複数枚利用できます。）

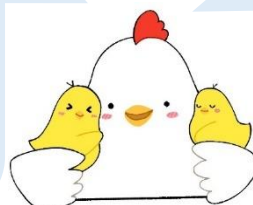
<タクシー乗車券利用時の注意点> 必ずご覧ください。

- ・タクシー乗車券は、「一般社団法人大阪タクシー協会」に加盟した事業者のタクシーのみで利用可能です。
※「利用できない事業者一覧」に記載されている事業者のタクシーでは利用できませんので、必ず事前にご確認ください。
- ・タクシー乗車券は、原則として、保護者と多胎児（1人以上）が一緒に外出する際に利用することとしますが、目的によっては保護者のみの利用も可とします。
- ・1度の乗車で複数枚利用できます。
- ・タクシー乗車券の再発行や第三者への譲渡はできません。

「先輩ママたちとの交流会（多胎児家庭交流会）」を行います！

先輩ママや多胎児ママとの交流で、子育てのヒントが見つかるかもしれません。
日程等の詳細は、市ホームページ等でお知らせをします。

ホームページはこちら！ →



ねや CoCo アプリは母子手帳の電子化をはじめ、様々な機能で子育て世代の皆様の子育てを継続的にサポートいたしますのでぜひご活用ください！



App Store



Google Play